

京都大学	博士（ 法 学 ）	氏名	川 瀬 貴 之
論文題目	リベラルナショナリズムをめぐる諸問題の考察		
(論文内容の要旨)			
本論文は、1970年代から左右両派のリベラリズムの論争を中心に展開されてきた現代正義論において、ロールズ的リベラリズムに反旗を翻す1980年代以降の共同体主義の勃興を受け、1990年代から次第に形をなすようになった「リベラルナショナリズム」と呼ばれる比較的新しい思想潮流がどのようなものであるのかを、その陣営に属する主要な論者の理論を紹介・検討しつつ、若干の主要問題を取り上げるなかで解明しようとするものである。 第1章「リベラリズムとナショナリズム」ではまず、ヤエル・タミール、デイヴィッド・ミラー、ウィル・キムリカというリベラルナショナリズムの代表的論者を取り上げ、彼らがネイションということは何を意味しているのかを検討した上で、彼らのネイション概念に共通する要素が取り出される。本論文の著者はとくに、主観的要素であるネイション構成員がもつ共通のアイデンティティの意識と、客観的要素として、領域（領土・領海・領空）をもつこと、および、社会制度ないし公的文化の共有に注目している。 ついで、リベラルナショナリズムという考え方においてリベラリズムとナショナリズムがどのように結びついているのかという問題関心のもとで、個人の自由と平等の確保をめざすとされる「リベラリズム」の内容がとらえ返され、その最も主要な目標がネイションの各構成員に十分な「選択の文脈」を提供することにあるとした上で、そのような意味でのリベラリズムが、上記三名の代表的論者が理解する意味での「ナショナリズム」と整合的であるばかりか、むしろ、そのような「ナショナリズム」こそ、リベラリズムを促進する手段として最もふさわしい、と主張される。 第2章「統合としてのリベラルナショナリズム」では、第1章でネイションを構成する要素として注目された「アイデンティティ」との関連で、ネイションにおいてアイデンティティの統合がいかになしとげられるのかという問題関心から、ジョセフ・カレンズ、ジェリア・タニー、マーガレット・サマーズ、デイヴィッド・ミラー等、この問題に関する主要な論者の見解が詳細に比較検討される。ここでは、ネイション統合にとってナショナルな物語がいかにより重要か、そして、そのような物語を通じて醸成されるネイション構成員間の信頼がリベラリズム対してもつ促進的効果の意義が指摘される。 ついで、同じくネイションを構成する要素の一つとして第1章で注目された「社会制度ないし公的文化」によるネイション統合を強調する代表的見解として、ミラーの社会的ニーズに基づく分配的正義論が取り上げられ、詳細に検討される。ここでは、社会的ニーズが何であるかは、国民の一般的意識に応じて			

国民国家単位である程度客観的に決定され、福祉国家的分配を実行するためにも、ネイションがいかに重要かが説明される。

第3章「ナショナルな責任」では、ネイションは、他のネイションに対してなした過去の不正義に対して、どのような意味で、また、どのようにして責任を負うのか、という問題が検討される。責任問題は、伝統的には個人責任の問題として理解されてきており、本論文の著者はまず、そのような個人責任をめぐる最近の理論おけるさまざまな責任概念を詳細に検討した後、「ナショナルな責任」という、国家責任とそれを構成する国民各自の責任とが複雑にからみあった問題領域に対するその含意を引き出そうとする。ネイションのなかで国民各個人が負うべき責任については、多種多様な場合がありえ、答えは簡単には出ないが、著者は、基本的な考え方として、ネイションの構成員相互を「同胞」、つまり同じような文化のなかで育ち、同じような考えと情緒をもった人々、とみるモデルを有望なものとしている。

第4章「ネイションの領域的主張」では、第1章でネイションの構成要素の一つとされた「領域」の問題が、ネイションはどうして領域に対してそれは自分のものだという権利を主張できるのかという問題関心から取り上げられる。直接触れられているわけではないが、背景には、先住民への賠償問題、多民族または多エスニシティ国家における独立運動または自治権獲得運動の勃興という現実的な政治問題がある。

本論文の著者は、領域に対するネイションの権利要求を基礎づけるものとして、リベラルナショナリズム陣営に属する多くの論者を取り上げ、さまざまな立場があることを説明している。第一の立場は、労働の投下による所有権獲得というロック＝ノージック的個人主義的アプローチを集団主義的アプローチに応用して、ネイションの領域の専有を正当化しようとするものである。第二の立場は、歴史的な絆ないし過去の経緯に基づいて領域の専有を正当化しようとするものである。第三の立場は、効率性、現在の占有等、現在の状況に訴えてそのような正当化を行うものである。

最後に、各国民国家の内部をこえて、グローバルな再分配を主張する立場に対して、自国内天然資源へのネイションの権利を含む領域的主張がどのように応じているかが紹介され、ネイション単位の再分配を支持するリベラルナショナリストの見解が検討されている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、現代正義論において、ロールズ的リベラリズム対共同体主義の論争以降、両者を止揚する一つの立場として現れた「リベラルナショナリズム」の全貌を、それに与すると思われる主要な論者の見解を詳細に分析することを通じ、明らかにしようとするものである。

このような課題に取り組むに際し、第一の困難は、リベラルナショナリズムの陣営に属するとみられる論者のすべてが、リベラルナショナリストを自称しているわけでないということにある。むしろ、リベラリズム、共同体主義、社会主義、リバタリアン左派等を自称することのほうが多い。

著者は、リベラルナショナリズムの一つの構成要素をなすリベラリズムに関しては、各構成員への十分な選択の文脈の提供という補助線を、もう一つの構成要素であるナショナリズムに関してはナショナル・アイデンティティの共有、共通の社会制度・公的文化、領域への権利要求という三つの補助線を引くことによって、上記のような難問に挑み、リベラルナショナリストたちを本人の自己理解をこえて、包括的かつ精緻な見取り図のなかに適切に位置づけるのに成功している。

さらに、ネイションの領域への権利要求を正当化するリベラルナショナリストの見解のなかに、過去の経緯や現在の占有を根拠とする比較的わかりやすい立場だけでなく、ロック＝ノージック的なリバタリアン右派の個人主義的理論を応用しつつも共同体主義的な結論を導くリバタリアン左派の理論が含まれることを明らかにしたことは、法哲学上注目に値する業績である。

また、ネイションの集団責任を扱う部分において、個人責任に関する精緻な理論を応用して、集団責任の理論を構成している点も高く評価できる。だが、リベラルナショナリズムの思想におけるネイションの責任という論点の位置をより明確にしたなら、リベラルナショナリズムの立場と意義がより鮮明になったはずであり、惜しまれる。

全体を通じ、各論者の主張の細部にこだわるあまり、論旨が不明確になる箇所もごくわずかあったが、上述のように、リベラルナショナリズムの中心的概念を形成すること自体が難しいことによるものであり、全体の論旨を大きく損なうものではなかった。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成23年2月4日に調査委員3名が論文内容とそれに関する試問を行った結果、合格と認めた。